

## 補助金 申請手続のながれ(令和4年度)

### ①事前相談 (申請者→町)

適用対象かどうかの有無、工法等について事前に相談してください。  
(令和4年度は、町の予算の範囲内での交付になりますので早期に相談してください)

### ②補助金の交付申請 (申請者→町)

交付申請書(様式第1号)、位置図、平面図、現況写真、誓約書(様式第2号)、受益者の同意書(様式第3号)、見積書(3社以上)、その他関係書類を提出してください。

### ③補助金の交付決定 (町→申請者)

現地調査等による審査の上、交付決定通知書(様式第4号)を送付しますので、業者に依頼してください。

### ④申請内容の変更 (申請者→町)

申請内容、工事額等の変更があれば交付変更申請書(様式第5号)、変更内容を証明する書類(金額変更の見積書等)を提出してください。

### ⑤補助金の変更交付決定 (町→申請者)

承認の可否を審査し、交付変更決定通知書(様式第6号)を送付します。

### ⑥実績報告書類の提出 (申請者→町)

工事が完了したら、実績報告書(様式第7号)、支払領収書の写し、工事写真(着工前、施工状況、工事完了後)、交付請求書(様式第9号)、その他の書類を添付して提出してください。(工事完了後30日以内もしくはその年度の3月31日までに提出)

### ⑦補助金の確定通知 (町→申請者)

交付決定の内容に適合すると認められた場合交付確定通知書(様式第8号)を送付し、指定口座に振り込みを行います。